

施策評価調書

施策名	2-3-1	障害児・者等の生活支援	P. 34	施策を取り巻く環境変化	平成22年障害者福祉計画の見直しが完了した。福祉計画に基づき、各種施策を推進していく。25年の障害者制度改革の基本的な方向としては、応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする障害者総合支援法が平成24年公布された。
		地域経営計画(後期計画) 該当ページ			
担当部課	住民生活部 健康福祉課	担当 リーダー	社会福祉担当 竹澤伸一		

1. 住民意識調査結果

21年度(10月実施)		25年度(※実施予定)		26年度(※実施予定)	
満足度	-4.9% 第22位/全36項目 (障害者福祉の充実)	満足度	第 位/全 施策	満足度	第 位/全 施策
優先度	70.2% 第10位/全36項目 (障害者福祉の充実)	優先度	第 位/全 施策	優先度	第 位/全 施策

満足度:「満足である」、「どちらかと言えば満足である」を合計した割合から、「どちらかと言えば不満である」、「不満である」を合計した割合を差し引いたもの

優先度:「優先すべき」、「やや優先すべき」を合計した割合から、「あまり優先しなくてよい」、「優先しなくてよい」を合計した割合を差し引いたもの

2. 施策の目標

指標	基準値	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指標1: 居宅・施設サービス利用者数	21年度実績	計画	188人	191人	194人	197人	200人
	184人	実績	→ 193人				
指標2: 障害児就学時等サービス利用者数		計画	1,310人	1,350人	1,390人	1,420人	1,450人
	1,288人	実績	→ 1,303人				
指標3:		計画					
		実績					
指標4:		計画					
		実績					
指標5:		計画					
		実績					
指標に関する特記事項	○居宅・在宅福祉サービス利用者は、目標年度までに年間3人の増加を見込みました。 ○障害児就学時等サービス利用者は、目標年度までに年間30～40人の増加を見込みました。						

進捗状況の区分 ↑:目標以上の成果があった →:目標どおりの成果があった ↓:目標に至らなかった △:遅延・未着手等 ×:見直し・廃止等

3. 施策に係る経費

事業費(傘下事務事業費計)の推移【単位:千円】 (※総事業費)	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		当初	346,948	359,276		
	決算	347,358				

4. 施策傘下事務事業 ※別紙のとおり

5. 施策評価

後期計画における施策展開のビジョン		H25年度の狙い
自己評価(部)	H23 事後評価 ・障害者施策は、障害者自立支援法により身体・知的・精神障害児者のニーズを的確に把握し、適切な各種サービスの提供と支援を進めてきました。 ・22年度に策定した障害者基本計画や制度改正に適切に対応しながら、関係機関との連携により、障害児者の各種サービスの利用に繋がっています。	・身体・知的・精神などの障害者に対する施策は、各種制度に適切に対応しながら障害児の日中活動支援などの町単独事業を実施し、着実に利用者の需要に応じたサービスを提供してきました。また障害児者生活支援センター「すまいる」の相談支援業務がスムーズに機能してきたことから、さらに介護給付や訓練給付などの各種サービスの利用の充実を図り、障害者が地域で自立した社会生活ができるよう支援していきます。 ・障害者総合支援法の施行により、特に町としては、相談支援の充実と障害児支援の強化、地域における自立した社会生活のための支援の充実を図るため、障害児者生活支援センターすまいるのさらなる支援体制の強化とこどもみらい課との連携強化に努めます。
H25 事前評価	・25年度は、障害者総合支援法の施行に伴い障害者自立支援法に基づく事業体系から障害者総合支援法に基づく支援体系への移行において、国や県、関係事業所との情報の共有化を図り、連携と役割分担の中で利用者の障害の状態に沿った有効な各種福祉サービスの利用につなげます。 ・「デマンド交通システムが町民に普及し、障害者・高齢者の利用も増えてきましたが、さらなる利用の促進と移動サービスとしての福祉タクシー券の助成、福祉有償運送の充実」に努め、福祉の向上を図ります。	
総合評価(町長)	総合評価 制度改正に対応しながら、継続的に、きめ細かに施策展開されていることを評価する。マンパワーがカギとなる施策展開と判断することから、健康福祉課、こどもみらい課、障害児者生活支援センターの協働体制を強化し、サービスの維持に努められたい。	施策傘下事務事業に係る個別指摘事項 ・「サービス利用計画作成事業費」については、「条件付継続事業」とする。まずは、人材を確保されたい。また、当該業務については、「障害者地域生活相談支援事業費」との重複計上は認めない。 ・「福祉タクシー事業費」については、タクシー券利用者の具体的な実態把握を行った上で、真に当該サービスを必要とする者を十分に精査した結果を、予算査定時に提示されたい。 ・その他の施策傘下事務事業については、全て「継続事業」とする。